

「若年認知症の家族会と支援者：全国のつどい」アピール文

本日、全国23の家族会と支援組織の参加を得て「若年認知症の家族会と支援者：全国のつどい」を開催することができました。2日間にわたり若年認知症の本人と家族が抱える精神的・社会的な困難についていろいろな面から話し合いました。若年認知症は働き盛りに発症するため、本人の社会参加意欲が継続しながらの苦悩は強く、家庭生活への影響、社会資源不足などが高齢者とは異なる特質をもっており、以下のような支援対策の充実を求めます。

- 1、若年認知症の発症早期に生じる就労と医療・福祉の諸問題に対する行政の専門的な窓口（若年認知症トータルマネージャー（仮称）のような担当者）を設置し個別の相談・支援をしてほしい。
 - ①医療については、専門医療機関の紹介、医療費の補助などの相談・支援。
 - ②就労については、就労継続、休業補償、再雇用などの相談・支援。
 - ③24時間相談できる窓口を都道府県単位で設置。
 - ④若年認知症の家族会結成を支援し、その育成と活動支援。
- 2、若年認知症の本人が本人らしく生活・社会参加できる環境を整備して欲しい。
 - ①発症初期には、就労継続（職場対応含む）、就労移行支援を推進。
 - ②要介護状態となる以前の認知症初期～中期の段階で利用できる施設の設置・充実。
 - ③本人の見守り、移動を支援する福祉サービスの適用拡大と充実（ガイドヘルパー、タクシー券の利用等）。
 - ④市民が広く利用する駅、銀行、デパートなどの一般施設に若年認知症をサポートするオレンジメイト等のサポーターの設置。
 - ⑤状態に応じて利用する介護施設で、若年認知症への対応の充実・スキルアップ。
- 3、介護する家族や子供に対する経済的、心理的支援を行って欲しい。
 - ①家族や子供に対して、心理的なサポートのできる機関を設置。
 - ②介護者家族が緊急治療や不測の事態が生じたとき、緊急の受け入れ可能な福祉施設や医療機関の充実。
 - ③介護者家族手当の新設。
 - ④家族会や支援する市民グループや支援機関等の活動基盤の支援。
- 4、福祉制度・社会保障・経済的支援に対しての充実を図って欲しい。
 - ①福祉サービス、介護サービスなどの提供で若年認知症者を差別しないで欲しい。
 - ②手帳・年金を早期（6ヶ月以内）に支給する。
 - ③早期に高度障害の認定をする。（生命保険、住宅ローン、手当金）。
- 5、若年認知症を支援できる専門職やサポーターを充実して欲しい。
 - ①行政、福祉、医療に携わる者への若年認知症を理解する研修の実施。
 - ②認知症サポーター養成で、若年認知症の枠を拡大・

6, 若年認知症について全国的に理解して欲しい。

①行政と関連機関の情報共有化を推し進め、国民一人ひとりの正しい若年認知症の理解を広げる。

②差別を生じるような言葉や映像を是正する活動の普及。

以上。